

固定資産税と国税における取扱い比較

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税(法人税・所得税)の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	固定資産評価基準に定められた減価率を用いる(実質的には法人税法等の旧定率法と同様の減価率)	平成19年3月31日以前取得 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 平成19年4月1日以後取得 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません ※1	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます(租税特別措置法)
増加償却	認められます	認められます(法人税法・所得税法)
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)
改良費(資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価) ※2	原則区分評価
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満または取得価額が10万円未満の資産)	一時の損金または必要な経費に算入したものは課税対象外 ※3	損金算入可能(法人税法施行令133条、所得税法施行令138条)
一括償却資産(取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金または必要な経費に算入したものは課税対象外 ※4	3年間で損金算入可能(法人税法施行令133条の2、所得税法施行令139条)
即時償却資産(中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産)	課税対象となります	損金算入可能(租税特別措置法28条の2、67条の5)

※1 国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

※2 平成19年度税制改正により、国税の取扱いは変わりましたが固定資産税(償却資産)における取扱いに変更はありません。

※3 法人の方は本来の耐用年数を用いて減価償却することもできますが、その場合は固定資産税(償却資産)の課税対象となります。

※4 法人または個人の方は本来の耐用年数を用いて減価償却することもできますが、その場合は固定資産税(償却資産)の課税対象となります。